

1. 原則下記の理由で資格確認書を交付することはできませんのでご注意ください。

①マイナ保険証を保有しているが念のため資格確認書を持っておきたい。

※マイナ保険証とは・・・健康保険証利用登録が完了したマイナナンバーカードがマイナ保険証です。

② 保育園等で園児が医療機関等を受診する際に備えるため。

③ 修学旅行等の学校行事等において児童が医療機関を受診する際に備えるため。

<①について資格確認書を交付しない理由>

法令上、資格確認書はマイナ保険証で医療機関を受診できない方に交付するものであるため。

※医療機関を受診時にマイナ保険証の利用が困難な方（要介護の高齢者や障害をお持ちの方など）は除く

<②、③について資格確認書を交付しない理由>

・マイナポータルに表示させる資格情報のPDFファイルをあらかじめダウンロードしたもの又はその印刷物

・資格情報のお知らせ又はその写し

※保護者に代わり保育士や学校教員等が児童を連れて医療機関等を受診する際は、保育士等の管理監督下

のため、なりすましが起こることは想定され難いため例外的に上記の書類により受診が可能とされています。

（保護者が児童を受診させる場合はマイナ保険証が必要）。

マイナポータルで医療保険の資格情報画面を確認する方法

医療保険の資格情報画面は、スマートフォンなどを用いてマイナポータルへアクセスすることで参照することが可能です。

QRコードアクセス用

↓



医療保険の資格情報画面

医療保険の資格情報

この画面のみでは参照できません。マイナ保険証と合わせて医療機関等の受付に提示してください。

保存日時：2024年2月6日 時点

保 険 者 氏 名	XXXX健康保険組合
保 険 者 番 号	000000000
記 号	1
番 号	00000
姓 名	00
氏 名	XX XX

70歳以上の方は後部高齢者医療の加入者

一 部 保 険 者 別	—
特 定 期 間	—

(注) マイナ保険証の読み取りができない機内利用の場合は、保存したQRコードをスマートフォンで読み取り、医療機関等の受付に提示することで参照いただけます。なお、70歳以上の方や後部高齢者医療加入者の場合は、保存されている資格情報の内容と、一部高齢者医療の加入状況が異なる場合がありますので、ご注意ください。

2. 以下の事由に該当する場合は、マイナナンバーカードや電子証明書の失効等によりマイナ保険証を利用できない場合があるため資格確認書の交付申請をしてください。

事 由	申 請 理 由
・マイナナンバーカードの紛失・盗難等により、マイナナンバーカードの利用を一時停止させた後で、マイナナンバーカードの再発行や電子証明書の更新（マイナナンバーカードが見つかった場合）を行っていない場合	1 マイナナンバーカードを紛失したため
・マイナナンバーカードや電子証明書が何らかの事由により失効している場合 具体例は以下のとおり ・転入の届出を行った日から90日以内に転入先の市区町村でマイナナンバーカードの継続利用の手続きを行っていない場合 ・転出手続後、転入先の市区町村での転入届が未提出のまま、転出予定日から30日を経過した場合 ・実際に転入をした日から14日を経過してから転入届を提出した場合 ・期間内の転入届の提出後、継続利用の手続なく別の市区町村に転出した場合 ・個人番号の変更をした上で、電子証明書の再発行を行っていない場合	2 マイナナンバーカードの更新手続き中のため
・マイナナンバーカードの交付時（再発行時を含む。）に、電子証明書の発行を希望しない場合	5 マイナナンバーカードを作っていないため

※マイナナンバーカード・電子証明書の更新につきましては、市区町村からの案内に従い速やかに対応頂きますようお願いいたします。